平成30年度 事業計画

社会福祉法人岡谷市社会福祉協議会

I 基本姿勢

岡谷市社会福祉協議会は、岡谷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とし、「みんなで築く みんなの福祉 みんなの未来(あした)」を基本理念とした第3次の地域福祉活動計画に基づく事業を展開しています。

事業推進に当たっては、行政、各区、地区社協、民生委員・児童委員、ボランティア、 医療、介護保険事業所、企業等の関係の方々とネットワークを築き、関係機関、各種団 体、市民の皆さんとの協働を基本に、福祉の地域づくりを推進してまいります。

また、各事業は、事業の進捗に合わせて計画を点検、評価し、必要な見直し、あるいは社会の動向を踏まえた新たな課題にも積極的に取り組んでいます。

Ⅱ 平成 30 年度の総体的な取組み

1 地域福祉

2015年9月、国は、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現のための「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」として、新しい地域包括支援体制の構築とそれを支える環境整備のための改革の方向を示しました。

翌 2016 年には、「ニッポンー億総活躍プラン」に、すべての人々が地域、暮らし、 生きがいを共に創り高め合うことが出来る「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、「我 が事・丸ごと」地域共生社会実現本部、地域力強化検討会が設置されました。

さらに 2017 年には、地域力強化検討会の中間とりまとめを踏まえた社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)が可決成立し、2020 年代初頭の「地域共生社会」の全面展開を目指していくこととしています。

岡谷市では、様々な福祉施策を展開する中、地域で抱える多種多様な課題の解決に向け、各種団体のボランティア等が、より一層の連携を深め、地域の人々を巻き込んだ大きな人の輪の広がりをつくり、地域の課題解決を図ることを目的に、2002 年(平成14年)から地域サポートセンターの設置を進めてきましたが、2017年(平成29年)には、市内21地区の全てに設置されました。

地域サポートセンターは、今後、住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に 地域生活課題を把握し解決を試みることや地域生活課題に関する相談を包括的に受け 止める役割も期待されるところであり、地域づくりのための活動拠点、あるいは地域の 生活課題について地域を基盤として解決につなげる仕組みとも言えるものです。

岡谷市は、国の動向を踏まえつつ、地域共生社会の実現を目指し、家庭の力や行政の施策に加え、住民や団体等が連携・融合して活動する地域サポートセンターの一層の体制整備、機能強化を進めるなど、「ともに支え合い、健やかに暮らせるまち」のより一層の進展を図ることとしています。

岡谷市社会福祉協議会は、第3次地域福祉活動計画に基づく地域福祉事業の積極的な展開を基本に置きながら、岡谷市の地域福祉施策と連携・協力して、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、総合相談、生活支援、小地域における住民主体による福祉活動の推進と支援、権利擁護の取り組みの強化、法人組織体制整備などを行ってまいります。

また、岡谷市が進める、地域サポートセンターの体制整備、機能強化などの、ともに支え合う地域づくりに関わりながら、地域共生社会の実現に向けた住民参加、地域の各種団体との協働の取り組みの拡大、連携・協働のための地域のつながりの再構築、地域の中に社会資源を整えていくことなど、住民、地域の自主性を尊重しつつ、それぞれの地域が特性を活かし、主体的に取り組む地域福祉活動や目指す地域づくりを支援してまいります。

2 介護保険、障害福祉サービス

社会福祉協議会の介護保険事業所は、幅広く地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会の特性を活かして、他の事業所が取り組みにくい複合課題を持つ利用者の積極的な受け入れ、総合相談、多くの地域資源との連携、権利擁護など他の制度や事業へのつなぎ等、個別支援と地域支援の相乗効果やセーフティーネット機能が期待されています。

また、介護保険事業における社会福祉協議会の役割としては、地域と事業所をつな げる等の事業所との連携や制度外の取り組みとしての住民への啓発、介護保険事業と 小地域ネットワーク活動の連携、社会資源の開発等が求められています。

以上の事からも、社会福祉協議会が介護保険事業を実施する強みを活かし期待に応えるために、引き続きより質の高いサービスの提供、そのための体制の強化・充実に努めてまいります。

Ⅲ 重点事項

1 地域共生社会実現に向けての取り組み

(1) 地域支援コーディネーター(生活支援コーディネーター/市受託事業) 地域支援コーディネーターを中心に、積極的に地域に出向き、地域のニーズ や資源の状況を把握し、地域における取り組みを総合的に支援・推進するため、

地域の団体、関係者と連携し、既存の取り組みを活性化するとともに、新たな活動の企画・開発を行い、より一層支えあいの地域づくりを進めます。

(2) 地域サポートセンター

市内21区全区に地域サポートセンターが設置されたこの時に、改めてその目的と、意義を確認し、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域の支えあいの仕組みとしての位置づけを進めます。

2 権利擁護事業

(1) 成年後見支援センター

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいがある方の権利擁護や、成年後見制度利用を支援するための仕組みとしての成年後見支援センターの平成31年度開所に向け、事業主体である岡谷市や専門職、関係団体と連携を図り、準備を進めます。

3 法人運営

(1) 組織体制強化

新たな事業への挑戦と既存の事業の見直し、事業所の健全経営に向けた取り組みを行い、将来を見据えた事業展開を進めるため、組織、職員体制の強化を図ります。

Ⅳ 事業の実施計画

基本目標1 地域福祉活動の輪を広げる

- (1) 福祉意識の普及
 - ① 市社会福祉大会の開催
 - ② 県社会福祉大会への参加(塩尻市)
 - ③ 社協だより「ゆめ」の発行(年 12 回・全戸配布) 事業、活動、福祉情報、ボランティア情報等掲載
 - ④ 地区社協だよりの発行

地域住民に地区社協活動を周知するとともに、理解協力及び福祉活動への参加を促進するため地区社協だよりの拡充を図る。

- ⑤ 新聞等報道機関の協力
- ⑥ 福祉教材の貸出
- ⑦ 体験学習会の開催(手話、点字、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験等) 地域、学校等へ出向き、より身近な問題として考えあう場づくりとして開催する。
- 8 KODOMO ふくしクラブの開催 (年8回)

小学生を対象にいろいろな学習、体験をとおして、社会活動への関心を高め、 福祉に関わるきっかけとなるような講座を開催する。

また、年間8回のうち2回を親子福祉体験事業として開催し、親子で一緒に学ぶ機会を設け、福祉についての関心を高める。

参加しやすい講座に向けて、内容等について、運営委員会とともに検討する。

9 出前講座の活用

職員が講師となり、地域等に出向き、福祉意識の普及、啓発を図る。

⑪ 社会福祉推進校事業の推進

小中高14校(全校)を社会福祉推進校に指定し、活動への助言指導及び活動助成を するとともに、教育委員会や学校現場と連携を図り、学校における福祉教育を推進する。

⑪ ボランティア活動体験事業

ボランティア活動へのはじめの一歩を踏み出すきっかけづくりとしての体験学習会(サマーちゃれんじ)を開催する。(対象者:中·高校生·専門学生·短大生·大学生·社会人) 諏訪地方6市町村で開催されることの周知を行う。

(12) こどもの居場所・こども食堂

行政、関係機関、団体等の動きも踏まえつつ、すでに行われている事例の研究を通して、運営のノウハウを蓄積するとともに、地域の動きや、市民活動を支援する。

(2) ボランティア活動への支援

- ① ボランティア連絡協議会との連携強化
- ② 企業ボランティア活動振興事業

市内の企業に対し、出前講座や研修会などへの参加依頼を通して、福祉への関心を高め、企業の社会貢献、企業ぐるみの福祉活動の推進を図る。

- ③ ボランティアコーディネート機能の充実・強化
- ④ ボランティア等に対する地域福祉活動振興補助事業の実施
- ⑤ ボランティア登録、斡旋、相談事業の充実
- ⑥ ボランティア保険の加入促進

- (7) ボランティア及び災害活動者遺児育英資金
- ⑧ 朗読ボランティア養成講座の開催(5回シリーズで年1回)
- ⑨ ボランティア祭りの開催

おかやボランティア連絡協議会との連携のもと、NPO法人、ボランティアグループ等の活動内容の発表の場づくりを行い、市民へのボランティア啓発を図る。

(3) 地区社協への支援

① 地区社会福祉協議会の充実と活動の推進

基盤強化助成金

積極的に地区へ出向き、地区社協が実施する地域福祉活動を支援し、一体となって 地域福祉の推進を図る。

- ② 地区福祉ニーズ対応事業(福祉推進員事業) 各地区における福祉推進員の位置づけ、役割等を PR するとともに、福祉推進員、 関係団体等と、助けあい活動の振興を図る。
- ◎ ③ 地区地域課題検討会議

地域サポートセンター体制整備・拡充事業と連動して、地区社協役員、地区ボランティアグループ、福祉推進員、民生委員・児童委員、日赤奉仕団、消防団分団等による、地区地域課題検討会議を開催し、住民のニーズや地域の課題について話し合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

- ④ 地区社協会長等視察研修の開催
- ⑤ 地区社協役員研修会の開催
- ⑥ 地区社協だよりの発行(再掲)
- ⑦ 地域福祉活動振興補助事業

地区社協が行う地域福祉活動に対し、事業費補助を行う。補助メニュー、補助基準を見直し、重点的に推進する事業に効果的に補助を行う。

(4) 社会参加への支援

- ① 地区主催「敬老事業」への助成
- ② 岡谷市高齢者クラブ連合会への支援
- ③ 高齢者の社会参加促進事業
- ④ 障害者地域生活支援事業(市受託事業) 障がい者の自立した日常生活と社会参加の促進を図る事業の推進
 - ア 手話通訳者設置事業
 - イ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - ウ 6市町村手話奉仕員養成講座(41回シリーズで年1回)諏訪6市町村在住者対象
 - エ 手話奉仕員フォローアップ講座の開催(5回シリーズで奉仕員2回、通訳者1回)
 - オ 声の広報発行事業(年12回発行)
 - 力 生活訓練事業
 - キ 芸術・文化講座開催事業
 - ク スポーツ教室開催事業
 - ケ スポーツ大会開催等
- ⑤ 岡谷市障害者福祉推進実行委員会による障がい者福祉の推進 福祉バザー、ふれあいの集い、ふれあい祭り、おどり連の太鼓祭り参加、生活訓練、 芸術文化講座、スポーツ教室、スポーツ大会、障がいに関する学習会等

(5) 福祉施設運営サービスの充実

① おかや総合福祉センター管理経営事業(岡谷市指定管理事業) 福祉施設としての大浴場、福祉風呂、温泉リハビリ施設や生涯学習施設としての研修 室の適正な管理に努める。またプレイルーム、芝庭、足湯など、こどもから高齢者ま

で、家族で気軽に立ち寄れる憩いの場として、さらに幅広い利用の促進を図る。

② 地域活動支援センター管理運営事業(市受託事業) 働くことが困難な障がい者の日中の活動を支え、社会参加の場を提供する。 新たな利用者の開拓など、機能の充実を図る。

(6) 福祉活動の基盤整備

- ① 地域サポートセンター体制整備・拡充事業 行政とタイアップして地域サポートセンターの活動活性化を図る。
 - ア 区を中心とした、身近な福祉コミュニティ活動の拠点としての機能を再確認するとともに、地域の実情を把握し、地域の特性を生かした活動につなげる。
 - イ 地域サポートセンターの事業・活動に対する地域福祉活動振興補助事業の実施
- ② 各種団体への助成

基本目標2 福祉サービスの利用を促進する

(1) 情報提供の充実

内容の充実、各種メディア活用等により、発信力強化を図る。

- ① 社協だより「ゆめ」の発行(年12回 全戸配布/再掲) 事業、活動、福祉情報、ボランティア情報等掲載
- ② ホームページ、フェイスブック等による情報発信
- ③ 地区社協だよりの発行(再掲)
- ④ 新聞等報道機関の協力(再掲)
- ⑤ 福祉教材の貸出(再掲)

(2) サービスの提供

① 日常生活自立支援事業の推進(県社協受託事業)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行う。

生活支援員の増員、研修会参加等資質向上を行い、支援の充実を図る。 成年後見制度利用促進に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化する。

• 事業の仕組み

実施主体 県社会福祉協議会

基幹的社協 岡谷市社協

(業務の一部を受託し、岡谷市・下諏訪町管内を統括する)

② 金銭管理、財産保全サービス事業の推進(市社協単独事業) 高齢者や障がい者の方々が地域で安心して日常生活を送るために契約に基づき、 日常的金銭管理サービス等を提供する。 (日常生活自立支援事業と連携推進する)

● ③ 成年後見支援センター開所準備

専門職や関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、岡谷市と密接に連携を取りながら、平成31年度のセンター開所に向けた準備を進める。

- ④ 地区福祉ニーズ対応事業(福祉推進員設置事業/再掲)
- (3) 福祉の相談窓口の充実

複雑多岐にわたる生活課題を受け止め、支援の入口として、関係機関はもちろん、 福祉サービスにつなげる役割を果たすため、各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内 容、結果情報を共有することにより、職員のスキルアップを図り、組織全体の相談機能の 強化を図る。

- ① 福祉総合相談(心配ごと相談、家庭介護相談) 月曜〜金曜日 8:30〜17:15 職員が福祉のあらゆる相談を受け付け、必要に応じ、弁護士などの専門職、関係機関につなげる。
- ② ふれあいおしゃべり電話 月曜~金曜日 8:30~17:15 職員が電話で相談に応じる。
- ③ 結婚相談事業

火曜·第1·3土曜日 10:00~16:00

第2•4木曜日 18:00~21:00

専任の相談員が対応に当たり、個別の見合い、登録者を対象にアンケートの実施と講座の開催、結婚相談登録者広報事業、パンフレットの作成、広告掲載等による相談所の 周知を行い、相談機能、登録制度の充実を図る。

④ ハートリーフ事業

最良のパートナーとの出会いの場づくり(パーティー形式等)

- ⑤ 恋つむぐ出会いの場創出事業(市受託事業)結婚に向けた自分磨きを支援するブラッシュアップセミナー等の開催
 - ⑥ ながの結婚支援ネットワーク・諏訪広域連合婚活事業への参加、協力 ながの結婚マッチングシステム等により広域的に婚活支援を行う。
 - ⑦ ボランティア総合相談

(4) サービスの質の向上

① 苦情解決の対応

苦情に対して適切な対応により、利用者個人の権利を擁護するとともに、事業所の信頼や適正化の確保を図る。

- ② 第三者委員の設置
- ③ 介護事業所別の相談・苦情対応
- ④ 職員の資質向上のための研修会等への参加

基本目標3 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるようにする

- (1) 高齢者・障がい者在宅サービスの充実
 - ① 生きがいデイサービス事業(市受託事業) 高齢者の引きこもり防止、またひとり暮らし高齢者の孤独感や疎外感を解消する等、 高齢者が生きがいを持って地域で暮らせる支援事業を推進する。
- ◎ ② まゆっこサポート(住民参加型在宅福祉サービス)(家事援助・団体保育) 住民による支えあい活動のシステムとして、社協に会員登録をしてもらい、低額な料金で家事援助や団体保育のサービスを提供する事業。今年度は、より市民のみなさんの理解を深めてもらうため、名称を変更し、利用しやすい事業にしていく。

③ 岡谷市いきいき生活支援サービス事業(ホームヘルプサービス/市受託事業) 介護保険サービス以外及び上乗せするサービスとして実施する。

ア 介護予防生活支援サービス(未認定対象)

イ 重症化予防生活支援サービス(要支援認定以上対象)

④ 安否確認(目くばり・気くばり)事業

地区福祉ニーズ対応事業と連動して、民生委員・児童委員等と協力し、町内のひと り暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障がい者世帯等の見守り体制の整備を行う。

⑤ ふれあいの仲間づくり事業

小地域におけるふれあいの仲間づくりを地区社協と連携して推進する。

(会食会、配食会等)

⑥ ふれあいいきいきサロン事業

小地域、小グループを単位に、誰もが気軽に集える「ふれあいいきいきサロン」の場づくりを進め、地域住民の相互交流を促進することで地域の支えあいの力を高め、明るくいきいきと暮らせる住みよいまちづくりを推進する。

対象事業の精査を行い、助成の在り方、適正化を図る。

⑦ 友愛訪問

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、介護者、障がい者等を対象に地区社協関係者が訪問交流し、安否確認、孤独感の解消等ふれあいネットワークを進める。

⑧ 家庭介護者の集い事業

介護者の交流並びにリフレッシュできる場を提供する。 事業の効果、成果について精査を行い、今後の事業展開を検討する。

⑨ 車いす移送車レンタカー事業

- 車いす使用者等の生活圏の拡大を援助する。 ⑩ 車いす貸出し事業(介護保険適用以外)
- ⑪ 福祉機器リサイクル事業

(2) 介護保険事業・障害福祉サービス事業の充実

より質の高いサービスの提供のため、職員研修、他事業所、地域包括支援センター等と連携し、サービス提供体制の充実を図る。また、新たなサービスに取り組むとともに、 事業の効率化を進め、健全経営に努める。

- ① 居宅介護支援事業所(介護支援専門員による支援計画作成等) 要介護認定者の支援計画作成等を行う。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業支援業務(市受託事業) 介護予防認定者の支援計画作成等を行う。
- ③ 特定高齢者介護予防(市受託事業) 対象者宅を訪問し、生活機能に関する問題を把握、評価し、支援を行う。
- ④ 特定相談支援事業・障害児相談支援事業 障がい者(児)のサービス等利用計画作成等を行う。
- ⑤ 訪問介護事業所(ホームヘルプサービス)

ア 訪問介護

- イ(介護予防・日常生活総合事業)訪問介護
- ウ 障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)
- エ 実費利用支援サービス

⑥ 就労継続支援B型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会提供と就労に 必要な知識と能力の向上訓練を行う。

(3) 子育て支援サービスの充実

① 産後ママサポート事業(市受託事業)

出産直後の母親が体力を回復するまでの間、訪問員を派遣し、産後の育児・家事援助 を行う。

② 育児ファミリーサポートセンター事業(保育/市受託事業) 安心して子育てができるよう、会員制による相互援助活動を行う。 制度の点検と課題、問題点の洗い出しを行い、市と協議を行う。

- ア 提供会員、依頼会員の募集、登録
- イ 相互援助活動の調整
- ウ 提供会員に対する講習会等の開催
- ③ ひとり親世帯対策事業への助成と援護活動
- ④ 児童遊園地の新設、遊具等の整備助成事業
- ⑤ 親子福祉体験事業(再掲)

(4) 安全・安心な市民生活をサポートするサービスの充実

- ① 友愛訪問(再掲)
- ② 戦没者慰霊事業
- ③ 罹災者に対する見舞事業
- ④ 災害ボランティアの事前登録
- ⑤ 災害ボランティアコーディネーター等の養成・研修の開催
- ⑥ 支援協力体制の整備

平常時からの近隣住民相互の情報共有により、対象や方法を限定しない支援とともに、 岡谷市災害時要援護者避難支援プランに基づき、市、区、地区社協等と連携し、災害時 要援護者避難支援体制整備に取り組む。

- ⑦ 長野県内社協災害時相互応援協定・諏訪ブロック社協における相互応援協定・諏訪圏青年会議所・岩手県山田町社協との相互応援協定による協力体制の強化 普段から顔の見える関係づくりにより、有事に備える。
- ⑧ 災害時における救援活動並びに生活支援
- 9 交通災害遺児等激励事業
- ⑪ 生活困窮者サポート事業

貸付相談等を通して、生活困窮者生活就労支援センター(まいさぽ岡谷)と連携して、 物資の支給も含めて、生活困窮者の生活の自立を支援する。

ア 助け合い資金貸付事業(市社協単独事業)

生活の自立を図ることを目的に、つなぎ資金として貸付を行う。

イ 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯及び離職者等を対象に、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、貸付を行う。

ウ フードバンク等への協力

- (5) 健康の保持増進
 - ① 高齢者の社会参加促進事業(再掲)
 - ② 生きがいデイサービス事業(再掲)
 - ③ ふれあいの仲間づくり事業(再掲)
 - ④ ふれあいいきいきサロン事業(再掲)

基本目標4 社会福祉協議会の基盤を強化する

地域福祉のあるべき方向性を見極め、市民に信頼される社会福祉協議会を目指す。

- (1) 組織の強化
 - ① 新たな事業展開についての調査研究 国の動向を注視し、持続可能な事業について、調査・研究し、行政、関係機関等と 連携を図る中で、新たな事業展開に取り組む。
 - ② 職員体制の強化 各部門、事業間での連携を一層図るとともに、計画的な職員採用を進め、事業推進体制を強化する。
 - ③ 社会福祉協議会職員の研修 職員が、社協全体を理解し、共有したうえで、それぞれの業務を進めるよう全体研修 を通し、個々のスキルアップを図る。
 - ④ 地域福祉活動計画の点検・評価
 - ⑤ ホームページ、フェイスブック等による情報発信(再掲)
 - ⑥ 会員の増強 岡谷市社協の役割、会費の使い道等、市民に充分理解されるよう努め、地区社協の 基盤強化と活動の充実とともに、会員の増強を図る。
 - ⑦ 諏訪ブロック内各社協との連携強化
- (2) 財源の強化
 - ① 岡谷市社会福祉協議会会費
 - ② 赤い羽根共同募金運動 募金の充実と公正な配分に努める。
 - ③ 岡谷市社会福祉協議会福祉基金及び準備基金 基金の効率の良い運用を図るとともに、災害時等の緊急支援のため活用する。
 - ④ 経営安定化積立金 地域福祉推進のための職員体制強化の原資とする。